

国の労災保険の特別加入者になっている一人親方の皆様

労保連労働災害保険に特別加入できます



労保連労働災害保険の特長

国の労災保険に準拠しているため、業務上災害はもちろん通勤災害も基本契約のみで補償されます。また、基本契約で補償する業務上災害には、脳・心臓疾患及び精神障害も含まれます。

※通勤災害補償、脳・心臓疾患及び精神障害補償のオプション契約は必要ないので、年間保険料を抑えられます。

国の労災保険に準拠しているため、保険金請求時の複雑な手続や審査がありません。また、保険金は労保連に請求後、原則30日以内にお支払いします。

※国の労災保険の申請時に監督署に提出した書類の写しや監督署から送付された「支払決定通知書」の写しが必要です。

お支払いする保険金の種類

休業 保険金	労災により休業する場合(休業4日目以降、最大1,092日を限度) ※国の労災保険による給付と合わせると、100%の収入を確保(下図参照)	
障害 保険金	労災により国の労災保険の障害等級(1級から14級)に該当する後遺障害が残った場合	
死亡 保険金	労災により死亡した場合 ※死亡保険金とは別に死亡弔慰金として一律30万円を加算	

例えば、月収30万円(給付基礎日額1万円×30日)の労働者が労災により30日休業した場合、休業前の給付基礎日額の80%に当たる24万円(給付基礎日額1万円×80%×30日)が国の労災保険から給付されます。

労保連労働災害保険を契約することで、休業前の賃金の20%に当たる6万円(給付基礎日額1万円×20%×30日)の保険金を受けることができ、合わせると100%の収入を確保することができます。



裏面もご覧ください。

取扱事務組合

全国労保連 都道府県支部

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会
茨城支部
〒310-0021
茨城県水戸市南町2-5-24 榎澤本店ビル5階D号室
TEL. 029-226-7411 FAX. 029-226-7776

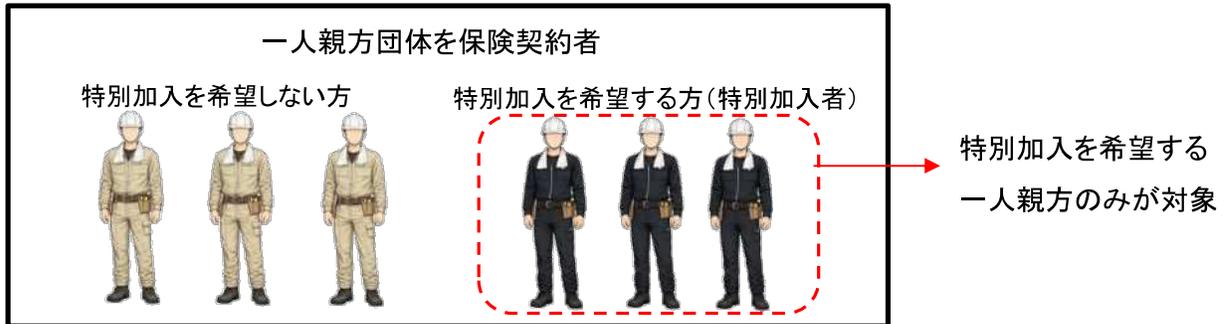
一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル
TEL. 03-3234-1481 FAX. 03-3234-8880

手続など

国の労災保険の特別加入者になっている一人親方が、労保連労働災害保険への特別加入を希望するときは、所属する一人親方団体が全国労保連の会員の労働保険事務組合に事務委託をしていて、かつ、その労働保険事務組合が取扱事務組合（保険代理店）である必要があります。

手続は、所属する一人親方団体を保険契約者とし、特別加入を希望する方のみを対象として申し込みます。



年間保険料

年間保険料は、次の「計算式」とおり、特別加入を希望する一人親方の給付基礎日額の合計及び業種別に設定している保険料率により算出します。

保険料のお見積りをご希望の際は、取扱事務組合（保険代理店）にご相談ください。

年間保険料の計算式

年間保険料
(10円未満切捨)

=

年間賃金総額(1,000円未満切捨)
〔一人親方の給付基礎日額の合計×365日〕

×

業種別
保険料率

※保険期間(8月1日午前0時～翌年8月1日午前0時)の途中で契約するときは、契約月を含む月割計算になります。

給付基礎日額別の年間保険料見積り例(建築事業(業種コード35)の場合)

契約パターン 給付基礎日額(×365日)	休業補償あり(Aタイプ)			休業補償なし(Bタイプ)		
	I型A (基本補償)	II型A (親切補償)	III型A (充実補償)	I型B (基本補償)	II型B (親切補償)	III型B (充実補償)
3,500円(賃金総額1,277千円)	7,850円	9,260円	10,670円	4,220円	5,630円	7,050円
5,000円(賃金総額1,825千円)	11,220円	13,240円	15,250円	6,040円	8,050円	10,070円
10,000円(賃金総額3,650千円)	22,450円	26,480円	30,510円	12,080円	16,110円	20,150円
20,000円(賃金総額7,300千円)	44,900円	52,960円	61,020円	24,170円	32,230円	40,300円
25,000円(賃金総額9,125千円)	56,130円	66,210円	76,280円	30,220円	40,290円	50,370円

※実際の年間保険料につきましては、一人親方団体、取扱事務組合（保険代理店）又は労保連本部・支部までお問い合わせください。

※一人親方の特別加入全般の内容につきましては、一人親方団体、取扱事務組合（保険代理店）又は労保連本部・支部までお問い合わせください。